

石川県個人情報保護審査会運営要領

平成16年2月23日

第2回審査会決定

(趣旨)

第1条 この要領は、石川県個人情報保護審査会規則（平成15年石川県規則第46号）第5条の規定により、石川県個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議の方法)

第2条 審査会は、必要があると認めるときは、石川県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年石川県条例第32号。以下「条例」という。）第12条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等（以下「開示決定等」という。）に係る保有個人情報をもとに審議することができる。

2 審査会は、必要があると認めるときは、条例第12条第3項に規定する審査会の指定する方法により分類又は整理した資料をもとに審議することができる。

(会議)

第3条 会議は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第105条第3項において準用する同条第1項の規定により実施機関から審査請求に関する諮問がなされたときのほか、会長が必要と認めるときに招集する。

2 会長は、会議を招集するときは、あらかじめ文書により開催の日時、場所及び会議に付すべき案件を委員に通知しなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

3 審査会は、委員に調査審議の公正を妨げるべき事情があると判断するときは、当該委員を回避することができる。

第4条 削除

第5条 削除

(意見陳述等の申出)

第6条 条例第14条の規定による、審査請求人等の口頭での意見陳述又は意見書若しくは資料の提出の申出は、書面（別記様式第1号）によるものとする。

2 審査会は、前項の申出があったときは、その諾否を決定し、書面（別記様式第2号・第3号）により通知するものとする。

3 審査会は、審査請求人等から意見書又は資料の提出があったときは、その旨を他の審査請求人等に通知するものとする。

(補佐人)

第7条 審査会は、審査請求人等から、条例第12条第4項又は第14条の規定による意見を述べるに当たって、補佐人の付添いの申出を受けた場合、その申出が相当であるときは、補佐人の付添いを認めることができる。

2 前項の申出は、書面（別記様式第4号）によるものとする。

（意見の陳述者の数）

第8条 意見を述べる者の数は、5人以内（審査請求人等の代理人及び補佐人を含む。）とする。ただし、審査会が必要と認めるときは、この限りでない。

（指名委員による意見の聴取）

第9条 審査会は、意見を聴く場合において必要と認めるときは、委員を指名して当該委員に聴かせることができる。この場合において、当該委員は、意見の概要を記載した調書を作成し、審査会に報告しなければならない。

第10条 削除

（会議録の作成）

第11条 審査会は、会議を開催したときは、次の事項を記載した会議録を作成するものとする。

- (1) 開催日時及び場所
- (2) 出席者氏名
- (3) 会議に付した事案の件名
- (4) 議事の概要
- (5) その他必要な事項

2 会議録は、会長及び審査会が指名する委員1人の署名をもって確定する。

（会長の専決事項）

第12条 別表に掲げる事項は、会長において専決することができる。

（委任）

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、会長が審査会に諮って別に定める。

附 則

この要領は、平成16年2月23日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年10月20日から施行する。

別表（第12条関係）

会長の専決事項

- 1 条例第12条第1項の規定による開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等に係る保有個人情報の提示要求
- 2 条例第12条第3項の規定による審査会の指定する方法により分類又は整理した資料の提出要求
- 3 削除
- 4 削除
- 5 条例第12条第4項の規定による意見書又は資料の提出要求、その他必要な調査
- 6 条例第14条の規定による口頭での意見陳述又は意見書若しくは資料の提出の申出の承諾
- 7 第7条第1項の規定による補佐人の付添いの申出の承認
- 8 第8条ただし書の規定による意見を述べる者の数の承認
- 9 削除

別記様式（略）